

青森県観光地域づくり力強化促進業務企画提案公募に係る業務説明書

I 業務目的

県内の観光関連団体及び着地型旅行事業者等が、全県的な視点での観光地経営を実施するに当たり、現状の課題等を分析し、解決に向けた取組を関係者が一体となって実践していくための手法を学ぶとともに、地域連携DMOモデル地域を対象に観光マネジメント等の実践手法を学ぶ場を提供することで、観光地域づくりの担い手育成と、地域が自ら「稼ぐ力」を身につけ、全県的な観光地域づくり力を強化促進することを目的とする。

II 業務内容

1 観光地経営塾

県内の観光関係団体及び着地型旅行商品を開発する旅行業者等を対象に、全県的な視点での観光地経営を実施するに当たって、現状の課題等をマーケティングの観点から客観的に分析し、解決に向けた有機的・効果的な取組を関係者が一体となって実践していくための手法を学ぶ塾を開催し、観光地域づくりを担う人材の育成と取組促進を図る。

(1) 講座の企画

①内容の企画、講師の選定及び講座テーマ等の設定

- ア 事業趣旨に沿った効果的な企画と、企画内容に合わせた適切な講師を選定すること。
- イ 全回次を貫く講座テーマ及び回次ごとの内容を設定し提案すること。
- ウ 講師は、塾全体を統括する塾長と、回次ごとに異なるゲスト講師をそれぞれ設定し提示すること。
- エ 実施スケジュールについては、具体的に設定し提案すること。

②開催回数

年5回程度

(2) 受講者の募集

①対象者

対象者は、県内の観光関係団体、着地型旅行商品を開発する旅行業者及び市町村職員とする。

②受講者数

20名程度以上

③募集方法

- ア 原則として公募によること。
- イ 必要に応じ、他の募集方法を併せて実施することは差し支えないこと。
- ウ 受講者数の確保等に向けた効果的な募集方法を提案すること。

(3) 講座の運営

- ① 開催日程の調整、会場手配・設営を行うこと。
- ② 受講者が前回の振り返りや次回の予習が出来るようなアフターフォローを行うなどの、塾の実施効果が高まるような仕掛けについて、アイデアがあれば提案すること。
- ③ 当日の塾の実施運営を行うに当たっての人員等体制を示すこと。
- ④ 回次ごとの実施結果を、次回以降の改善に繋げる手法を提案すること。

2 青森版DMO研究会

下北地域をモデル地域とし、地元の観光関係者等を構成員とした青森版DMO研究会（以下「研究会」という。）を開催・運営し、観光地域マーケティング・マネジメント及びPDCAサイクルの確立に向けたサポートを行う。

(1) 研究会の企画

①内容の企画及び目標設定等

ア 下北地域における、地域資源等の観光振興への活用について、具体のテーマを設定し、当該テーマに添った観光地域マーケティング・マネジメント手法と、具体的な着地型商品造成及び販売に向けたPDCAサイクルの実践手法を研究する会を開催すること。

イ 事業趣旨に沿った効果的な企画と、企画内容に合わせた適切なアドバイザーを選定し提案すること。

ウ 研究会としての最終目標を設定し、提案すること。

エ 参加対象者は、一般社団法人しもきたTABIあしすと会員及び地元の観光関連事業者を基本とするが、事業効果を高めるため参加対象者を追加提案することを妨げるものではないこと。

②開催回数

年5回程度

(2) 研究会の運営

- ① 開催日程の調整、会場手配・設営を行うこと。
- ② 参加者からの個別相談への対応など、研究会の実施効果が高まるような仕掛けについて、アイデアがあれば提案すること。
- ③ 当日の研究会の実施運営を行うに当たっての人員等体制を示すこと。
- ④ 回次ごとの実施結果を、次回以降の改善に繋げる手法を提案すること。

(3) アウトプット及び事業終了後イメージ

- ① 本地域での取組をモデルとして、県内他地域への波及を想定した報告書を作成することとし、その内容イメージを提案すること。
- ② 本事業実施後に得られる地域の姿について、イメージを提示すること。

- ③ 事業終了後の本地域における提案者の関わりについて、具体的なイメージがあれば提示すること。

3 大学生下北観光チャレンジ塾

県内大学生を塾生とし、統計データと現地フィールドワークにより実地に得た情報を有効活用しながら、下北地域の観光に関する地域課題を解決し、観光プランづくりに取り組むとともに、造成した観光プラン（モデルコース）をモニターツアーで検証することにより、若年層の観光人財の発掘と育成を図るとともに、若者の視点からの魅力を発掘し、下北地域の観光地域づくりを支援する。

(1) 実施内容

- ① 具体の観光プランづくりに向け、事前説明会、フィールドワーク、ワークショップを実施することとし、各実施内容及びスケジュール、地域課題の抽出・解決及び観光プランづくりのプロセス、全体を進行管理するファシリテーター等について提案すること。
- ② 実施スケジュールについては具体的に提案すること。
- ③ フィールドワークは、2回以上実施すること。
- ④ ワークショップは、具体の観光プランづくりに必要な回数を開催すること。
- ⑤ 上記2の研究會と効果的に連動できる実施内容とし、塾生は、同研究會に2回以上参加することとして提案すること。
- ⑥ 研究會に参加する際は、研究會の開催前日にワークショップを実施、研究會当日、下北地域に宿泊し、ワークショップを開催する等、参加の機会を活用した効果的な実施方法を提案すること。
- ⑦ 観光プランについては、モニターツアーを実施し、効果検証すること。
- ⑧ モニターツアーについては、構成員・人数、塾生の役割・関与方法、上記2の研究會との連携方法などの実施内容、観光プランの検証方法等について具体的に提案すること。
- ⑨ モニターツアーの催行に当たっては、一般社団法人しもきたTABIあしすと連携すること。

(2) 塾の運営

- ① 開催日程の調整、会場手配・設営を行うこと。
- ② 塾の実施運営を行うに当たっての人員等体制を示すこと。
- ③ 塾生は、委託者と協議の上、最終決定すること。
- ④ フィールドワーク及びモニターツアーの参加者に必要な旅費、宿泊費等の経費は委託料に含まれること。
- ⑤ ワークショップは青森市内での開催を想定するが、下北地域で開催することを提案する場合の参加者の旅費、宿泊費等の経費は委託料に含まれること。
- ⑥ 大学生及び教員の想定参加者数は15名程度を想定すること。

4 観光地域づくりアワード

(1) 「観光地域づくりアワード」の開催・運営

- ① 地域人材の発掘し県内各地でのまちあるき、ガイド、地域活性化の取組等、観光地域づくりの推進を図るため、県内の「観光地域づくり」の優良事例を表彰する表彰式（「(仮称)観光地域づくりアワード」(以下「アワード」という。))を年1回開催・運営すること。
- ② 開催時期及び場所、会場装飾等は、最優秀提案者（契約予定者）と県が別途協議の上、決定するものであること（※提案内容には含めること。）。
- ③ アワードの受賞者は5団体程度を想定し、受賞者には表彰状及び表彰プレートを贈呈するものであること。これに係る経費は委託料に含まれるものであること。
- ④ アワード開催に係る会場・機材の設営、司会の手配、その他運営管理全般を実施すること。
- ⑤ アワードには一般県民も参加・観覧することを踏まえ、一般県民向けのセミナー等を組み合わせるなどの追加提案をすることは差し支えないこと。

(2) 県内の取組事例の公募・取りまとめ

- ① 県内における取組事例を公募すること。公募方法は、電子媒体及び紙媒体によること。
- ② リーフレットの作成・配布等、効果的・具体的な募集・周知方法等を提案すること。
- ③ 電子媒体での募集について、委託料の範囲内において、ホームページを立ち上げる等の効果的な募集方法を提案することは差し支えないこと。

(3) アワードの周知・参加者取りまとめ

- ① リーフレットの作成・配布等、効果的・具体的な周知方法等を提案すること。
- ② 電子媒体での募集について、委託料の範囲内において、ホームページを立ち上げる等の効果的な募集方法を提案することは差し支えないこと。

Ⅲ 委託料予算額

8, 280, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

Ⅳ 委託期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

V その他留意事項

1 観光地経営塾

- (1) 観光地経営塾の開催地は、青森市内の会場を想定するが、予算の範囲内で、他地域での開催を妨げるものではないこと。
- (2) 講師選定及びカリキュラム等実施内容の詳細については、委託者と協議の上最終決定するものであること。

2 青森版DMO研究会

- (1) 開催地はむつ市内の会場を想定するが、予算の範囲内で、他地域での開催を妨げるものではないこと。
- (2) 具体のテーマ、講師選定及びカリキュラム等実施内容の詳細については、委託者と協議の上最終決定するものであること。

3 大学生下北観光チャレンジ塾

- (1) 観光地経営塾の開催地は、青森市内の会場を想定するが、予算の範囲内で、他地域での開催を妨げるものではないこと。
- (2) 参加する大学については、委託者と協議の上最終決定するものであること。

4 観光地域づくりアワード

- (1) 開催地は青森市内の会場を想定するが、予算の範囲内で、他地域での開催を妨げるものではないこと。
- (2) 対象とする観光地域づくりに係る取組範囲については、委託者と協議の上最終決定するものであること。

5 全体の実施体制

- (1) 本業務全体の実施体制について、提示すること。
- (2) それぞれの取組について、主担当者を設定し、提示するとともに、業務全体を統括する主任者を提示すること。